

# 役員に対する給与の取り扱い 損金不算入制度

## 定期同額給与の範囲の拡充 手取額が同額である定期給与もOK

法人が役員に対して支給する給与のうち、損金算入が認められるものは一定のものに限られ、それ以外のものは損金の額に算入しないこととされています。

現在、損金算入が認められるものは次の三つに限定されています。

- 定期同額給与
- 事前確定届出給与
- 一定の利益連動給与

それぞれの要件にあった支給が必要です。

上記の役員給与の取り扱いについては平成 18 年の制度創設以降、様々な見直しが行われており、より使いやすい制度に改正されています。

そのうちの一つに次のような取り扱いがあります。

制度創設当初、定期同額給与として認められるものは、その事業年度の各支給額が同額である定期給与に限られていました。

そのため、法令等の改正により、期中に税や社会保険料に変更があった場合、手取額に増減が生じないよう支給額を変更すると定期同額給与として認められませんでした。

ただし、その後見直しが行われ**定期同額給与の範囲に、税及び社会保険料の「源泉徴収等の後の金額（手取額）が同額である定期給与が加えられました。**

現在は手取額が同額の場合、定期同額給与とみなされます。

これは平成 29 年度の税制改正により改正されています。

なお、役員給与のいずれかに該当するものであっても、不相当に高額な部分の金額は、損金の額に算入されません

役員給与の支給については、常に改正事項等確認しながら、要件にあった支給を行うよう注意して下さい。

### ～参考～

#### 定期同額給与

定期同額給与とは次に掲げる給与です。

(1) その支給時期が 1 か月以下の一定の期間ごとである給与(以下「定期給与」といいます。)で、その事業年度の各支給時期における支給額又は支給額から源泉税等の額を控除した金額が同額であるもの

(注) 源泉税等の額とは、源泉徴収をされる所得税の額、特別徴収をされる地方税の額、定期給与の額から控除される社会保険料の額その他これらに類するものの額の合計額をいいます。

(2) 定期給与の額につき、次に掲げる改定(以下「給与改定」といいます。)がされた場合におけるその事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又はその事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額又は支給額から社会保険料及び源泉所得税等の額を控除した金額が同額であるもの

イ その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から 3 か月を経過する日(確定申告書の提出期限の特例に係る税務署長の指定を受けた場合にはその指定に係る月数に 2 を加えた月数を経過する日(以下「3 月経過日等」といいます。))までに継続して毎年所定の時期にされる定期給与の額の改定。ただし、3 月経過日等後にされることについて特別の事情があると認められる場合にはその改定の時期にされたもの

ロ その事業年度においてその法人の役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情(以下「臨時改定事由」といいます。)によりされたその役員に係る定期給与の額の改定(イに掲げる改定を除きます。)

ハ その事業年度においてその法人の経営状況が著しく悪化したことその他これに類する理由(以下「業績悪化改定事由」といいます。)によりされた定期給与の額の改定(その定期給与の額を減額した改定に限られ、イ及びロに掲げる改定を除きます。)

(3) 継続的に供与される経済的利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの